

リビングリテラシー Vol.1

～ 青森県住生活リーフレット ～

2018年〇月〇日

編集・発行：青森県県土整備部建築住宅課

〒030-8570 青森市長島1-1-1

電話：017-722-1111（代表）

(案)

リビンググリテラシー

～ 青森県住生活リーフレット ～

Vol.1



青森県

目次

Vol.1	はじめに	1
	§ 1 安全な住まい	
	① 住まいの耐震	2
	② 災害を防ぐ住まい方	3
	③ 住まいの防犯	4
Vol.2	§ 2 快適な住まい方	
(予定)	① 住まいと健康	5
	② 雪と寒さに強い住まい	6
	§ 3 住生活と環境	
	① 環境にやさしい住まい方	7
	② 住まいの省エネルギー	8
	③ 県産材の活用	9
	§ 4 消費生活と住まい	
	① 住まいに関する契約	10
	② 住宅セーフティネット	11
Vol.3	§ 5 ライフステージに応じた住まい方	
(予定)	① ライフステージと住みかえ	12
	② 住まいのメンテナンス・リフォーム	13
	③ 安心R住宅	14
	④ 高齢者の住まい	15
	§ 6 地域社会と住生活	
	① 住まい方と地域コミュニティ	16
	② 住まいづくりとまちづくり	17

はじめに



リビングリテラシーとは？

「リビングリテラシー」は、「住まいや住まい方に関する基礎的な知識や判断力」を表現する言葉として、県が新たに提案するものです。

「リビング」は、子どもやお年寄りに親しみやすく「住まい」や「住生活」をイメージさせる言葉として、「リテラシー」は、皆が身に着けるべき「基礎的な能力」を指す言葉として、2つを組み合わせました。

この「リビングリテラシー」を身に着けることで、子どもたちの生きる力が育まれるものと考えています。



県では、「巣立つ前に身に着ける実践版の住教育」の仕組みを構築するため、2017～18年度の重点施策として、リビングリテラシー向上プログラム推進事業を実施しています。

この事業では、防災や安全、健康等の基礎的な知識を身に着けることが必要な小・中学生や、親元から独立した後の住生活において自らの判断が必要となる高校生を対象としてリビングリテラシーを向上させる取り組みを実施し、次世代の住生活やまちづくりを担う子どもたちの判断能力や生きる力を育成することをめざしています。

併せて、住情報提供やワークショップ等の実施により、県民のリビングリテラシーを維持、向上させる取り組みの体系化をめざしていますが、このリーフレットは、その一環として作成されたものです。

県民一人ひとりが、将来にわたり、より良い住環境で暮らすためには、より豊かな住生活を実現しようという県民の意識醸成が重要であり、皆さんに最も身近な住生活の現状を理解したうえで、課題を把握、問題を提起し、家庭で、地域で、また社会全体で解決していくことが必要です。

このリーフレットが、皆さんの住生活の向上について考えていただくきっかけになれば幸いです。



§1 安全な住まい

① 住まいの耐震

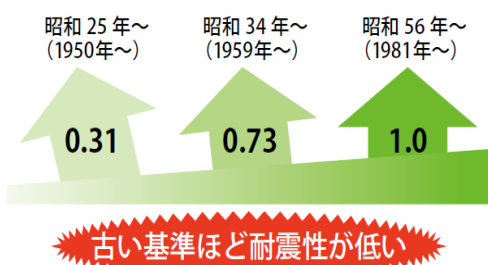
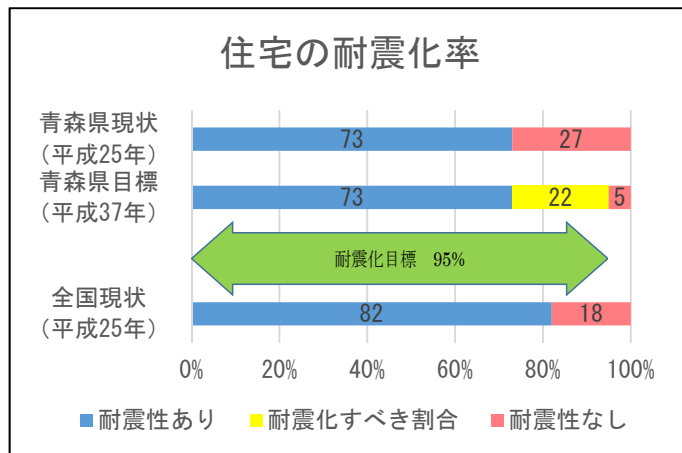
住宅は、私たちの生活の基盤であるとともに、厳しい気候などから生命や財産を守るシェルターとして信頼すべき存在ですが、耐震性能の低い住宅は、大きな地震の際に私たちの生命や財産を脅かす存在になりかねません。

あなたの住まいは、地震時にあなたを守ってくれますか？

本県の住宅の耐震化率は平成 25 年で約 73%と全国の 82%に比較して低くなっており、大規模地震に対し脆弱な住宅が多数存在しています。

東日本大震災以降も各地で大規模な地震は発生しており、住宅の耐震化の取組みを加速する必要があります。

県では、耐震化率を 37 年度までに 95%とする目標を掲げています。

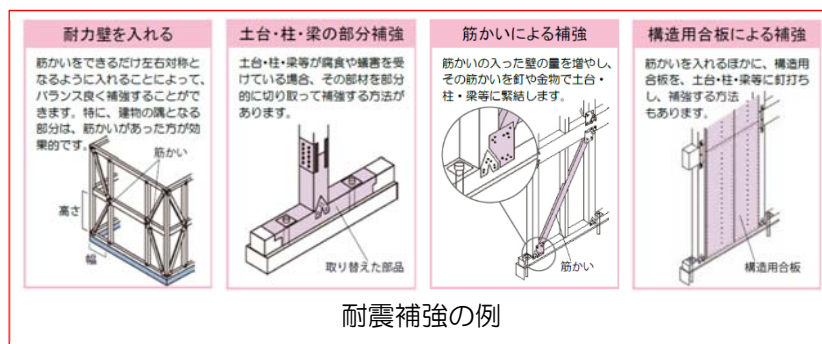


住宅の耐震基準を規定する建築基準法は、地震による被害の教訓を受け、逐次、改正されてきました。

昭和 53 年に発生した宮城県沖地震の後の法改正では、「中小規模の地震では損傷を防止し、大地震の場合は倒壊を防ぎ人命を守る」建物とすることが義務づけられ、昭和 56 年 6 月から施行されました。

法律が改正された昭和 56 年以降の耐震性能を 1.0 として、改正前の耐震性能と比較した場合、昭和 34～56 年は 0.73 となり、法律が制定された昭和 25 年では 0.31 となります。

地震による人的被害をできるだけ発生させないようにするためには、建替えや耐震補強により、地震に弱い住宅を壊れにくい住宅に変え、大規模な地震に備えることが重要です。



耐震化した住宅であっても中破程度の被害を受けることはあるかもしれませんが、住宅の倒壊や崩壊を防ぐことができれば、人命が奪われる可能性を相当小さくすることができます。

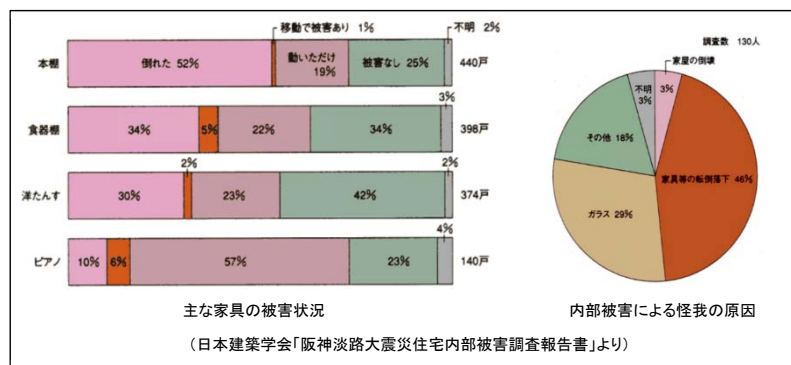
出典：青森県木造住宅耐震化マニュアル

http://pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kenju/files/20131217_taisinnka_manyaru.pdf

② 災害を防ぐ住まい方

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震などでは、多くの方が倒れてきた家具の下敷きになって亡くなったり、大けがをしました。そのなかには、建物に特別な被害がないにもかかわらず、家具の転倒や散乱によって、逃げ遅れた方も含まれています。

これは、家具や電化製品などを多く置くようになった近年の住宅事情によると思われる。もしもの時、あなたは住まいから脱出できますか？



地震で家具が倒れ、家族が下敷きになりました。火災(または津波)は近くに迫っています。

家具は重くて一人では動かせません。

こんな場面で、あなたは逃げ出すことができるでしょうか。

大地震が発生したときには「家具は必ず倒れるもの」と想定して、室内での被害を防ぎ、安全な避難経路を確保するためにも、家具を固定することが重要です。

家具が転倒しないよう、家具を壁に固定するほか、倒れた時に出入り口をふさがないように、家具の向きや配置には工夫が必要です。

また、壁を背にした家具は前方に倒れやすいので、就寝位置は、家具から十分に離れた場所や、家具が倒れにくい方向にしましょう。

照明器具

- 鎖と金具を使って数箇所止めましょう。
- 蛍光灯は蛍光管の両端を耐熱テープで止めておきましょう。

タンス

- 家具は、転倒防止のためL字金具で壁に固定するか、天井との間に突っ張り棒を入れて固定しましょう。

本棚

- 本は、重いものを下に、軽いものを上に置きましょう。

ガラス

- 戸棚のガラスや窓ガラスには、飛散防止フィルムを貼りましょう。

安全対策

わが家でできる

食器棚

- L字金具などで固定し、棚板にはすべりにくい材質シートやふきんなどを敷きましょう。
- 観音開きの扉や食器棚等には開放防止金具を取り付けましょう。

冷蔵庫

- 扉と扉の間に針金などを巻いたり、裏側にある取手(手カケ)に固定用ベルトを通すなど、壁に固定しておきましょう。

ストーブ

- ストーブの周りには燃えやすいものは置かないように注意しましょう。
- できるだけ耐震自動消火装置付きのものを使うようにしましょう。

テレビ

- 家具の上などは避け、できるだけ低い位置に固定して置きましょう。
- 上に水槽などを置くと、揺れて落下し、割れる危険もあるので気を付けましょう。

出典：総務省消防庁 生活密着情報 地震などの災害に備えて

<http://www.fdma.go.jp/html/life/kagu2.html>

出典：首相官邸 災害に対するご家庭での備え ～これだけは準備しておこう！～

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/bousai/sonae.html>

③ 住まいの防犯

犯罪のない、誰もが安全に安心して暮らせる社会の実現は、県民すべての願いであり、県民生活の基盤となるものです。

「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」の施行など、安全で安心なまちづくりのための施策を県が推進してきた結果、刑法犯認知件数は減少しましたが、少子化・高齢化の進行などによる地域防犯力の低下が懸念されており、県民一人ひとりが自らの安全は自ら守るという意識を高めつつ、地域全体で助け合い、犯罪を防ぐことが重要になっています。

あなたの住まいは、空き巣から財産を守ることができますか？

本県で発生した街頭・侵入犯罪等のうち、空き巣などの侵入窃盗の割合は、自転車盗、器物破損に次いで高く、全体の16%を占めています。

犯罪を予防するためには、警察の取り組みだけでは限界があり、防犯に配慮した住まいとまちづくりが必要です。



○街頭犯罪・侵入犯罪・特殊詐欺の構成割合

罪 種	(件)					構成比
	H22	H23	H24	H25	H26	
1. 自動車盗	61	63	34	27	24	0.8%
2. オートバイ盗	39	33	21	22	8	0.3%
3. 自転車盗	2,351	1,884	1,434	1,267	1,054	35.3%
4. 車上ねらい	596	426	521	513	351	11.8%
5. 部品ねらい	149	123	123	94	79	2.6%
6. 自動販売機ねらい	158	88	79	55	41	1.4%
7. 器物破損	1,117	975	840	778	646	21.6%
8. ひったくり	12	12	11	7	5	0.2%
9. 恐喝	13	9	10	5	12	0.4%
10. 暴行	112	105	128	97	93	3.1%
11. 傷害	70	69	70	60	45	1.5%
12. 非侵入強盗	2	3	4	3	2	0.1%
13. 強制わいせつ	31	39	25	12	26	0.9%
14. 略取誘拐	7	0	4	1	5	0.2%
15. 侵入窃盗	662	581	573	382	495	16.6%
16. 侵入強盗	11	10	2	3	5	0.2%
17. 強姦	11	5	12	5	5	0.2%
18. 特殊詐欺		33	39	72	88	2.9%
合 計	5,401	4,458	3,930	3,403	2,984	100.0%

県では「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」や「防犯に配慮した設計ガイドライン」を策定し、防犯に配慮した生活環境整備を促進しています。

施設や植栽等による死角が犯罪を誘発する一方、照明や見通しの確保は、犯行の機会を少なくし、安心感を高める効果があることが知られています。空き巣狙い等の犯罪に対しては、ソフト面の防犯対策だけでは限界があるため、防犯に配慮した住まいとまちづくりは、犯罪の誘発要因や犯行

の機会を少なくし、ソフト面の防犯対策を補完するものとして位置づけられています。

出典：青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/seikatsu/files/4keikaku.pdf>

出典：防犯に配慮した住まいとまちづくり

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/files/pamphlet.pdf>

出典：防犯に配慮した設計ガイドライン

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/files/mokuzi.pdf>